

整理番号	消防－法不－100
------	-----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	認定液化石油ガス販売事業者の認定取消
概要	市長は、認定液化石油ガス販売事業者が実施すべき報告をしないときは、当該事業者に係る認定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10第2項 経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第35条の7の報告をしない場合であつて、経済産業大臣又は都道府県知事はその認定液化石油ガス販売事業者に対し10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。 どのような場合に、上記認定を取り消すかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	